

第30回共同会議における主な意見

(原料原産地表示の考え方について)

- 原産地より加工技術の方が製品に影響するものは対象としない、原料がその製品に大きな影響をもつものに義務付けるとすることで、原料原産地表示に意味があるものは行っていくということではないのか。
- 加工度の判断において曖昧な点は残っていると思われ、加工が重なると表示が難しくなるかもしれないが、義務化の対象となっていないものでも消費者感覚からすると加工度が低いと思われるものが対象となるような整理が必要。
- 加工度が高いものや複雑なものは義務化出来ないということは、逆に消費者は加工度が高かったり、複雑だから誰がどのように作っているのか知りたいということになる。いろいろな情報提供のあり方を事業者からも実施してもらい、今後、さらに議論を深めるべき。
- 生活防衛型の安価な商品を扱う店舗に一定の需要があり、これらの製造は中小メーカーが担っている場合が多いように思う。価格をいかに抑えるかという観点で苦労しているこれら中小メーカーにとっては、表示が厳格となると大変だと思われる。

- 日本の食料自給率が非常に低いことを消費者が実感していない中で、最終的な自給率の確保あるいは上昇とかも考えて、食全体を踏まえて原料原産地表示をどこまで義務付けるのか検討する必要がある。
- 大手と中小という話は、地産地消のような取組において、むしろ地域の中小メーカーが国産使用に積極的に取り組んでいて、大手が輸入を使っているというような品目もあり、一面的なものではない。加工度の判断基準や実行可能性など品目間で多少のブレがあることも事実だが、今後、議論を詰めていく課題だ。義務と任意や品目毎の状況など極論と極論をぶつけるのではなく、今後、報告書でもまとめたように、任意での情報提供の促進などの取組を踏まえて相互理解を深めていくべきもの。
- 表示をして欲しいという意見は、一つには国産のものを食べたいという気持ちがある中で、任意で表示してあるものを選べばよいが表示がなければ選べない状況もあり、なんとか表示して欲しいというもの。このような要望の中には、国産と外国産で良いから表示して欲しいと受け取れる意見もあったと思うが、国産のものを選別する手段が欲しいということではないか。将来的には、外国産というような表示も含めて検討するのではないか。

(緑茶飲料について)

- 茶葉段階のブレンドで「緑茶」として売るものと、抽出して売る「緑茶飲料」で、その茶葉段階のブレンドの過程が品質に大きく影響するので、「緑茶」と整合性を図る観点からも「緑茶飲料」を対象にしてよいのではないか。
- 消費者ニーズに対応して企業が自発的な表示を行うことが原則であり、大手メーカーのほとんどが自主的に原産地表示をしている中で、義務化して中小企業に対応できるのかについて疑問がある。
- 消費者側として「緑茶飲料」に対する原産地表示の希望があるということは感じている。
- 義務付けられている「緑茶」の中に、フリーズドライのようなインスタントティー、要は抽出した茶を固めたものが対象となっているが、既に「緑茶飲料」より加工度が高いものが対象となっており、「緑茶飲料」との関係性をどう整理するのか。加工度の差について明確な概念がないのではないか。
- 中国産の緑茶飲料を飲んだが、非常に不味かった。日本茶は日本の食文化を支えて来たものであるとすれば、それなりの責任があるのではないか。
- 中小に負担がかかるとの意見もあったが、食品添加物は既にすべて表示義務化しており、現在表示されている。
- 具体的にヒアリングをかけたりして実行可能性について検証すべき。

(あげ落花生について)

- 「あげ落花生」については、いわゆるピーナッツとして「いり落花生」と区別されずに流通しているとの実態の意見陳述があり、「いり落花生」との整合性を図る観点から原産地表示の対象として良いのではないかな。
- 「揚げる」という行為の整理が必要ではないかな。日本食品標準成分表での分類等を確認して欲しい。
- 「あげ落花生」は落花生の特殊性として原料原産地表示の対象として良いのではないかな。